

グループホーム城南運営規程

第1条 (事業の目的)

医療法人社団城南会が開設するグループホーム城南（以下事業所という）が実施する指定認知症対応型共同生活介護事業の適正な運営を確保するために、必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、指定認知症対応型共同生活介護の円滑な運営管理を図るとともに、認知症要介護者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適正な指定認知症対応型共同生活介護の提供を確保することを目的とする。

第2条 (運営の方針)

1. 事業所の従業者は、利用者の疑似家族として、利用者同士が共同生活を営むことのできるようにサービス計画に基づいて、入浴・排泄・食事等その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行う。
2. 事業所は、利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう利用者の心身状況を踏まえて、妥当適切にサービスを提供する。
3. 指定認知症対応型共同生活介護の実施にあたっては、居宅介護支援事業者、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、家庭的なサービスの提供に努める。
4. 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
5. 事業所は、指定認知症対応型共同生活介護を提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

第3条 (名称及び所在地)

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 グループホーム城南
- (2) 所在地 富山市太郎丸西町一丁目7番2号

第4条 (従業者の職種、員数、及び職務内容)

当施設（3ユニット）の従業者の職種、員数、及び職務内容は次の通りとする。

- (1) 施設管理者 1名(施設全般の運営・管理等)
- (2) 計画作成担当者 3名(生活支援の計画書作成・生活全般の支援等)
- (3) 介護職員 19名(生活全般の支援・援助等)

第5条 (入所者の定員)

当施設の定員は、1ユニット9名、3ユニット27名とする。

第6条 (指定認知症対応型共同生活介護サービスの内容)

本事業所で行う認知症対応型共同生活介護の内容は、次のとおりとする。

(1) 認知症対応型共同生活介護計画の作成

- ・利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、介護従業者と協議の上、援助の目的を達成する為の具体的なサービスの内容等の計画を作成する。

(2) 食事サービス

(3) 入浴サービス

(4) 介護サービス

(5) 生活機能訓練

(6) その他

第7条 (利用料その他の費用の額)

1. 指定認知症対応型共同生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。
なお、法定代理受領以外の利用料については「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成18年厚生労働省告示第126号)によるものとする。
2. 保険給付の自己負担額を、別に定める「重要事項説明書」により支払いを受ける。
3. 居住費、共益費、食材費、水道光熱費、理美容代、おむつ代、そのほかの費用等利用料を、別に定める「重要事項説明書」により支払いを受ける。

第8条 (入居に当たっての留意事項)

1. 災害その他やむを得ない事情がある場合を除き、利用者の定員及び居室の定員を超えて入居させない。
2. 利用者の使用する居室、食器その他の設備又は飲料水について、衛生的な管理を適正に行う。
3. 利用者またはその家族に対しては、懇切丁寧を旨とし、必要な事項については、理解しやすいように指導または説明を行う。
4. 利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急止む得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。

第9条 (ハラスメント対策等)

事業所は、あらゆるハラスメントを防止する観点から、ハラスメントが発生しないような適切な取り組みに努めるとともに、ハラスメントの防止のための対策指針を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。

事業所は、あらゆるハラスメントの発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 介護現場におけるハラスメントの未然防止や、発生時の対策についての研修を定期的に行う
- (2) ハラスメント防止のための指針の整備
- (3) マニュアル等の作成及び共有
- (4) 報告・相談のしやすい窓口の設置

第10条 (衛生管理等)

1. 事業所は、利用者の使用する居室、食器その他の設備又は、飲料水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。
2. 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を、概ね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

第11条 (非常災害対策)

消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

1. 防火管理者には事業所防火管理者を当て、火元責任者には事業所各部所責任者をあてる。
2. 始業時・終業時には、火災危険防止のため自主的に点検を行う。
3. 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
4. 非常災害用設備は常に有効に保持するよう努める。
5. 火災や地震等の災害が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当るものとする。
6. 防火管理者は、従業員に対して防火教育、消防訓練を実施する。

①防火教育、基礎訓練（消火・通報・避難）	年2回以上
②入居者を含めた総合訓練	年2回以上
③非常災害用設備の使用方法的徹底	随時
7. その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

第12条 (個人情報の保護)

1. 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」

及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2. 事業所が得た利用者又は家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

第13条 (虐待防止に関する事項)

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

第14条 (身体拘束)

1. 事業所は、利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行わない。ただし、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等記録の整備や適切な手続きにより身体等の拘束を行う。
2. 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
 - (1) 身体拘束の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
 - (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体束等の適正化のための研修を定期的実施する。

第15条 (地域との連携など)

1. 事業所は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努める。
2. 事業所は、指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、認知症対応型共同生活介護について知見を有する者などにより構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し提供している本事業所のサービス内容及び活動状況等を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言などを聴く機会を設ける。
3. 事業所は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに

に当該記録を公表するものとする。

第16条 (業務継続計画の策定等)

1. 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
2. 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
3. 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第17条 (その他運営に関する留意事項)

1. 事業所は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定めるもの等の資格を有する者その他これに類するものを除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。
 - (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
 - (2) 継続研修 随時
2. 従業者は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
3. 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者または家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
4. 事業所は、適切な指定認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
5. 事業所は、認知症対応型共同生活介護に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。
4. この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は医療法人社団城南会が定めるものとする。

(付則) この規程は、平成15年4月1日から施行する。

(付則) この規程は、平成16年4月1日から改正施行する。

(付則) この規程は、平成17年4月1日から施行する。

(付則) この規程は、平成18年2月1日から改正施行する。

(付則) この規程は、平成18年4月1日から改正施行する。

(付則) この規程は、平成21年1月10日から改正施行する。

- (付則) この規程は、平成24年4月1日から改正施行する。
- (付則) この規程は、平成24年12月1日から改正施行する。
- (付則) この規定は、令和元年8月26日から改正施行する。
- (付則) この規定は、令和2年4月1日から改正施行する。
- (付則) この規定は、令和3年4月1日から改正施行する。